委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年1月31日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等	
	○知事	●市区町村長等
2. 都道府県名	大阪府	
3. 市区町村名	富田林市	
4. 届出番号	8	
5. 独自利用事務の事例番号	94-2	
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.tondabayashi.lg.jp/soshiki/4/17546.html	

執行機関名 富田林市長

介護サービス等利用者負担軽減に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称		介護保険サービスに係る利用者負担の助成に関する事務であって規則で定めるもの(社会福祉法人による軽減)
②番号法別表第1の項	68	
③番号法別表第2の項	94	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		富田林市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年 富田林市条例第25号)別表第1 第6の項 介護保険サービスに係る利用者負担の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	介護保険法第1条第1項	社会福祉法人等による利用者負担軽減制度事業実施要綱 第1条
の主体の特にコルロが	等について、これらの者がその有する能力に応じ目立した日常生活を営むことができるよっ、必	この要綱は、社会福祉法人等が低所得者で生計が困難である者及び生活保護受給者についての <u>介護保険サービスの利用者</u> 負担額(以下「利用者負担額」という。)の軽減をおこなったとき、当該社会福祉法人等にその軽減額の一部を補助することによって、 <u>介護保険サービスの利用促進</u> を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		富田林市社会福祉法人等による利用者負担軽減制度事業実施要綱(平成12年富田林市要綱第17号)